

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第3号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案について審査終了の報告が、各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めてまいります。

日程第1．第38号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2．第42号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の2議案は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第38号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第38号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、職員の育児及び介護の環境を充実させるための条例を改正するものです。

本条例の改正内容として、まず1つ目は、育児のための所定外労働時間の制限の改正、2つ目が、介護についての申し出があった場合における措置等の新設、3つ目が、介護のための雇用環境の整備等に関する措置の新設を行うこととし、施行日は公布の日との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第42号議案に対する報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に付託されました第 42 号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に伴い、最近の物価変動等を考慮し、選挙にかかる執行経費の基準等を改定するもので、併せて選挙長や開票管理者といった特別職職員の報酬額を引き上げるものです。

また、施行日は公布の日とし、本年 7 月に予定されております参議院議員通常選挙から適用され、それ以降全ての選挙で適用されるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決につきましては議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 38 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 38 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 42 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 42 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 42 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3. 第 39 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び整備に関する基準を定める条例及び武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第 8. 第 46 号議案 武雄市新文化交流施設建設（機械設備）工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

以上 6 議案は、福祉文教常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 39 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 39 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の第 1 条は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例を改正するもので、家庭的保育事業者等は「連携協力を行う連携施設を適切に確保しなければならない」と定められているが、連携協力に関し見直しがなされ、連携協力項目である、保育内容支援に関して「小規模保育事業者や事業所内保育事業者からの支援も可能にする」、代替保育に関して「市長が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であ

ると認める場合は、代替保育の確保を不要とする」と改正するものでした。

また、連携施設の確保をしないことができる経過措置の期間を 10 年から 15 年に延長するものとの説明を受けました。

第 2 条は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例を改正するもので、改正内容は、第 1 条の条例改正と同じ改正内容との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 41 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 41 号議案 令和 7 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,300 万円を追加し、総額を 60 億 5,691 万 2,000 円とするものでした。

歳出の、3 款 1 項 1 目．医療給付費分納付金 4,691 万 5,000 円、3 款 2 項 1 目．後期高齢者支援金等分納付金 1,222 万 7,000 円、3 款 3 項 1 目．介護納付金分 385 万 6,000 円は、国保税等の市の歳入を県へ納付するもので、県からの額決定通知に基づき補正するものとの説明を受けました。

歳入の、7 款 2 項 1 目．基金繰入金 6,300 万円は、今年度、現在の物価高騰等の及ぼす影響を考え、国保税を据え置きとしたため、県が示す標準税率とした場合との税収の差額の見込みを国民健康保険基金取り崩しにより補填するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 43 号議案に対する報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 43 号議案 若木公民館建設事業建築主体工事請負契約の締結についての、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案の工事は、建設共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った 3 つの企業体を指名、5 月 22 日に入札を行い、松尾一建工業・五光建設共同企業体が、消費税を含め 2 億 4,725 万円で落札、5 月 28 日付で仮契約を締結したものとの説明を受けました。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 44 号議案、第 45 号議案及び第 46 号議案について、関連しておりますので、一括して報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 44 号議案 武雄市新文化交流施設建設（建築主体）工事請負契約の締結についてから第 46 号議案 武雄市新文化交流施設建設（機械設備）工事請負契約の締結についての、審査の経過と結果を申し上げます。

まず「第 44 号議案 武雄市新文化交流施設建設（建築主体）工事」は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った 2 つの共同企業体を指名、5 月 29 日に入札を行い、松田・本山・橋口建設共同企業体が、消費税を含め 16 億 2,580 万円で落札、6 月 4 日付で仮契約を締結したもので、工期は、議決の日の翌日から令和 9 年 1 月 28 日までとの説明を受けました。

整備内容については、鉄筋コンクリート一部鉄骨造りで、2 階建て、建物延床面積が 3,773.43 平方メートルとなっているとのことです。

次に「第 45 号議案 武雄市新文化交流施設建設（電気設備）工事」は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った 3 つの共同企業体を指名、5 月 29 日に

入札を行い、宮園電工・笠原電設建設共同企業体が、消費税を含め3億1,878万円で落札、6月4日付で仮契約を締結したもので、工期は、議決の日の翌日から令和9年1月28日までとの説明を受けました。

次に「第46号議案 武雄市新文化交流施設建設（機械設備）工事」は、建設共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った2つの共同企業体を指名、5月29日に入札を行い、松尾工業・松尾建設特定建設共同企業体が、消費税を含め3億479万9,000円で落札、6月4日付で仮契約を締結したもので、工期は、議決の日の翌日から令和9年1月28日までとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

失礼いたしました。

第46号議案における共同企業体は、松尾工業・松田建設特定建設共同企業体であります。訂正いたします。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第39号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第39号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 39 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 41 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 41 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 43 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 43 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 44 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 44 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 44 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 45 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 45 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 46 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。



これより第 46 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 46 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 第 40 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）及び日程第 10. 第 47 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）を一括議題といたします。

第 40 号議案は、各所管の常任委員会に分割付託を、第 47 号議案は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、報告を求めます。

第 40 号議案に対して、最初に、総務常任委員長の報告を求めます。

池田総務常任委員長

池田総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 40 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、9 款 1 項 2 目. 非常備消防費の 17 節. 備品購入費に、林野火災用放水器購入費 418 万 5,000 円が計上されていました。

この予算については、全国的に多発している山林火災について、万が一発生した場合の初期段階から鎮火までの幅広い消火活動を可能とするために、背負式消火水のうを消防団の全車両に 1 台ずつ、計 73 台、また給水器具を市内各町の全 9 分団に 1 台ずつ配備するための器具の購入費用であるとの説明を受けました。

ほかにも、人口減対策として、2 款 2 項 1 目. 企画総務費では、これまでの「まち・ひと・しごと創生懇話会」から「武雄市人口減少対策会議」に体制を変更し、当初計画から委員を 18 名から 22 名に増やすことや会議の開催回数を増やすための経費、2 款 2 項 2 目. 地域振興費では、佐賀県が行う事業の未来につなぐさが移住支援事業補助金として、武雄市に移住された場合の補助金として、100 万円が計上され、その財源として、16 款 2 項 1 目. 総務費県補助金に佐賀県からの補助金 75 万円が計上されていました。

委員からは、人口減少対策会議の委員構成はどのようなものかなど質問があり、国の指針に定められた団体のほか、人口減少に危機感を持たれている方、実際に対策に取り組んでいる方などを新たに会議の構成に加えるとの答弁がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

豊村福祉文教常任委員長

豊村福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 40 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、10 款 1 項 3 目．学校教育総務費、8 節．旅費、及び 10 節．需用費、合計 183 万 8,000 円は、教育 D X 推進事業に係る事業費で、昨年度に引き続き、文部科学省が取り組む「リーディング D X スクール事業」及び佐賀県「1 人 1 台端末を活用した授業改善研究」の採択を受け、指定校を中心に、市内の全小中学校において児童生徒が主体的に学ぶ授業への改善を推進するもの。

また、今年度は加えて文部科学省生成 A I パイロット校事業を活用し、生成 A I を活用した教職員の校務 D X を進めていくものとの説明を受けました。

10 款 4 項 4 節．図書館費、10 節．需用費 201 万 9,000 円、17 節．備品購入費 98 万 3,000 円は、昨年 11 月 26 日に市民の方から匿名で、こども図書館に対して 300 万円の指定寄附があり、寄附者の意向を踏まえ、子供向けの書籍代、老朽化したイルミネーションの電球更新費用、視覚障害をお持ちの方用の拡大鏡及び読上機、図書館イベント等で使用するプロジェクター、可動式本棚を購入するものとの説明を受けました。

また、御船が丘小学校ユニットハウス借上料 5,062 万円は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間のリース料として債務負担行為をお願いするもので、児童数の増加や特別支援教室の増に伴い、令和 8 年度以降、一時的に教室不足が予測されているため、児童の学びの場を確保する観点から、令和 8 年度よりユニットハウスを設置するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 40 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、7 款 1 項 3 目．観光費の 12 節．委託料では「武雄長崎相互送客推進事業委託料」として 1,970 万円が計上されておりました。

これは、昨年度実施された西九州スタンプラリーの結果を基に、今回は長崎市との観光周遊に特化してスタンプラリーを実施するもので、内容としては、スタンプラリーの参加者はスマートフォンに「たけお P a y アプリ」をインストールし、長崎市内と佐賀県内の観光施設に設置される QR コードを読み込み、規定のポイントを獲得すれば、武雄市内の地域通貨が使用できる店舗で使用できる「地域通貨 4,000 円分」を付与されるというものでした。

期間は令和 7 年 9 月 6 日から令和 8 年 3 月 8 日までで、予算がなくなり次第終了となるとの説明を受けました。

また、8 款 4 項 2 目．下水道費 12 節．委託料では、「特別重点調査業務委託料」として 748 万円が計上されておりました。

これは、国に設置された「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故に関する対策検討委員会」の検討結果に基づき、内径 2 メートル以上の大口径管かつ平成 6 年度以前に設置・改築された古い管路の暗渠部を対象として、全国特別重点調査が実施されることとなり、武雄市においては、川端通りから新武雄病院付近までつながる「富岡雨水幹線暗渠部の約 1.2 キロメートル」が調査対象箇所となっているとのことでした。

これに伴う歳入として、15 款 2 項 4 目．土木費国庫補助金、4 節．都市計画費補助金に、特別重点調査費補助金 374 万円が計上されておりました。

特別重点調査では、管渠内の腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行状況に応じてランク付けを行った上で、国が示した判定基準に基づき、速やかな対策を実施していくとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 47 号議案についての報告を求めます。

朝長産業建設常任委員長

朝長産業建設常任委員長／本委員会に付託されました第 47 号議案 令和 7 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、お茶生産者の方への早急な支援を行うために「茶生産対策支援事業補助金」として 480 万円の追加予算をお願いするものであるとの説明を受けました。

茶生産者の方々は、近年の急激な物価上昇により、資材費や動力光熱費に影響が出て厳しい状況にあり、さらに 3 月末の記録的な寒波により、年間の売上げの大半を占める「一番茶」に大きな影響が出ているとのことでした。

また、来年度には「第 80 回全国お茶まつり佐賀大会」の開催を控えており、お茶の品質向上が求められる状況にあるとのことでした。

支援の内容は、園地面積 10 アール当たり 2 万円の補助を行い、歳入の財源としては、5 月下旬に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加配分があったため、こちらを予定しているとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論、採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 40 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 40 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 40 号議案は、各所管の常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 47 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 47 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 意見書第 3 号 米農家と消費者が共生できる政策を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

18 番 牟田議員

牟田議員／提出者を代表して、趣旨説明をさせていただきます。

今、武雄においても、全国においても、田植えまっさかりであります。

そういう日本の米づくりは、農業という垣根を越えた一つの日本文化だと思っております。

食糧生産はもちろん、国土の保全、そして景観、日本人としての根底をきちんと守っていく産業だと思っています。

採算は合わずとも、それを守っていくために零細農家、兼業農家、中山間地の農家、そして大規模集積ができない農家は、自分の財産を削ってでも、その文化を守り、農業を守り、土地を守りやっこられました。

そういうところにきちんとしたセーフティーネットを築いてほしいという気持ちがあります。ぜひそういうふうな内容をもとに、この意見書を採択していただこうと、出させていただきます。

米騒動という名の下に米が上がってきています。消費者は大変でしょう。

でも生産者、それを作る生産者は、これでやっとな採算が合ってくるんじゃないか、やっとな利益が出るんじゃないか、そういうことで期待を持ちましたけども。今、消費者目線で、米を安くするというところに力が注がれ、生産者に関しては、やっとな利益が出るというところで、それが止められているような感じを受けます。

政府におかれても、両方を両立するような形の政策をとっていただければと思います。

そして、ありがとうございます。

この壇上で、前の質問のときも言いましたが、アメリカでは、例えば小麦等の買い取り価格等は高く買って、価格の、購入価格を決めて安く出していると消費者に。ヨーロッパでは、農業者の所得をきちんと保証している。

日本は今まで、そういう伝統文化で、採算は合わずともやっている農家がほとんどだと思います。そういう中で、米が安いという消費者目線だけでなく、生産者にも向けてくれ。

今回、政府与党は2兆5,000億ほどの予算を、今度は生産者向けに考えているというふうに聞いております。

その2兆5,000億、どうやって使われるか、これから詳細な発表があると思いますが、ぜひそれを零細農家、中山間地の農家、大規模集積に合わない農家、スマート農業に合わない農家、これは大部分だと思います。

そういうのを、きちんとセーフティーネットを構築するような予算の使い方を、強く望むために、この意見書出させていただきます。

先日、昨日ですかね、小泉農相が、小泉農林水産大臣が、経団連のトップと会談をなされた。

そういう中で大規模集積化の促進、そして、大企業の農への参入のしやすさ、デジタル化、そういうのをやりたいというふうに経団連と話したということと言われています。

何で経団連なのかなって、僕もよく分からないんですけども。そういう中で、最後にまた言われた。農業者は何で2,000万円のコンバインを買うんだろう、1,000万円のコンバインを買うんだろう。

建設業と同じく、リースにすればいいじゃないか、レンタルにすればいいじゃないか、それ

がこれからの農業ですよ、みたいなことをおっしゃいました。

でもね、建設業の重機リースとは違い、コンバインにしろ、田植え機にしろ、その使用範囲は1年で1か月なんですね。そこに集中するのをリースでやる、レンタルでやるというのは、本当に大変です。リース会社があんまりいないでしょう。共同で購入してやっているところはあると思います。

それを集中してやるっていうのは難しいですけど、そういう発言をなされたからには、多分、政府がそういうのをちゃんと見てくれるというのを期待はしますけれども、どうなんでしょうかね。重機、建設業とは全く違います。

私も田んぼやっていますけれども、多くの方が、日本全国、武雄ももちろん、全国の方々がそういうふうなコンバインを使う、田植え機を使う、例えば地元の共乾、共同乾燥に合わせて刈らなきゃいけない。そのときに集中すれば、レンタルの数なんて莫大な数がかかりますよ。田植えも、その育苗の都合によって変わってきます。

そういうのをおかしいということを、小泉大臣はおっしゃっていますから、ぜひ解決していただけるんでしょう。

そういう中に、この2兆5,000億を使っていただければと思いますけれども、ぜひ皆さん方の御賛同を得て、生産者だけではなく、ともに、すみません。

消費者だけではなく、ともに、中小零細生産者、そういうことを鑑みた予算の措置を強く望むことをこの趣旨といたします。

よろしくお願いします。

議長／提出者に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

本案に対する討論を開始いたします。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第3号は、明記されております各関係機関へ送付をさせていただきます。

日程第12. 選挙第1号 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員、前武雄市副市長北川政次君の副市長退任に伴い、同組合同規約第5条第3項の規定に基づき、本議会において市の職員のうちから1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の2つの方法がございます。

お諮りいたします。

この選挙につきましては、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

>「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。



> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

同組合規約第5条第3項の規定に基づき、議員に、武雄市副市長庭木淳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長庭木淳君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、武雄市副市長庭木淳君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の議員に当選をされました。

ただいま当選されました庭木淳君が議場におられますので、本席から会議規則第32条の第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

日程第13. 選挙第2号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、杵島工業用水道企業団議会議員、前武雄市副市長北川政次君の副市長退任に伴い、同企業団規約第5条第2号の規定に基づき、本議会において市の補助職員の中から1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の2つの方法がございます。

お諮りいたします。

この選挙につきましては、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。

同企業団規約第5条第2号の規定に基づく議員に、武雄市副市長庭木淳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長庭木淳君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、武雄市副市長庭木淳君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選をされました。

ただいま当選をされました庭木淳君が議場におられますので、本席から会議規則第32条の第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

日程第14. 選挙第3号 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、佐賀県西部広域環境組合議会議員、前武雄市副市長北川政次君の副市長退任に伴い、同組合規約第6条第2項の規定に基づき、本議会において市の職員の中から1名を選挙するものであります。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選の2つの方法がございます。

お諮りいたします。

この選挙につきましては、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名いたします。

同組合規約第6条第2項の規定に基づき、議員に、武雄市副市長庭木淳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長庭木淳君を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

> 「なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、武雄市副市長庭木淳君が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました庭木淳君が議場におられますので、本席から会議規則第32条の第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

日程第15、閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、当該申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了をいたします。

これをもちまして、令和7年6月、武雄市議会定例会を閉会いたします。